

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息、以及律师研究成果等公益法律服务；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的“[里兆法律资讯](#)”栏目；
- 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。
- 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」欄にアクセスしてください。
- WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

中国語版のリー兆法律ニュースレターは、本ニュースレターの中国語版であり、日本語版とは異なる場合があります。

Issue 945-2025/11/18~2025/11/24

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 人力资源社会保障部关于执行《工伤保险条例》若干问题的意见（三）..... 2
- 国家知识产权局办公室关于加强商标使用管理的通知..... 3

二、最新资讯

- 国家市场监督管理总局就《市场监督管理行政处罚案件违法所得认定办法》、《互联网平台反垄断合规指引》公开征求意见..... 4

三、里兆解读

- 关于《保障中小企业款项支付条例》修订要点及实施情况的律师解读..... 4

四、近期热点话题..... 7

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 「労災保険条例」実施の若干事項に関する人的資源社会保障部による意見（三）..... 2
- 商標使用管理の強化に関する国家知的財産権局弁公室による通知..... 3

二、新着情報

- 国家市場監督管理総局が「市場監督管理行政処罰案件における違法所得認定弁法」、「インターネットプラットフォームにおける独占禁止コンプライアンスガイドライン」についてパブリックコメントを募集している..... 4

三、里兆解説

- 「中小企業代金支払保障条例」の改正ポイント及びその運用についての解説..... 4

四、トピックス..... 7

一、最新中国法令

● 人力资源社会保障部关于执行《工伤保险条例》若干问题的意见（三）

【发布单位】人力资源社会保障部
【发布文号】人社部发〔2025〕62号
【发布日期】2025-11-20
【内容提要】该意见明确“工作时间”、“工作场所”、“因工作原因”的认定标准，细化上下班途中合理时间和路线范围，明确“居家办公”、“职工在家突发疾病”的相关问题。其中包括：

“工作时间”的认定，应当考虑是否属于法律规定的或者用人单位要求职工工作的时间
包括但不限于： 1. 法律规定的工作时间； 2. 劳动合同约定的工作时间； 3. 用人单位规定的工作时间； 4. 完成用人单位临时指派或者特定工作任务的时间； 5. 加班时间。
“工作场所”的认定，应当考虑是否属于与职工履行工作职责相关的区域以及因履行工作职责所需的合理区域
包括但不限于： 1. 用人单位能够对职工从事日常生产经营活动进行有效管理的区域； 2. 职工为完成某项特定工作所涉及的单位以外的相关区域； 3. 职工因工作来往于多个与其工作职责相关的工作场所之间的合理区域。
“因工作原因”的认定，应当考虑职工履行工作职责与其所受伤害是否存在因果关系
包括但不限于： 1. 因从事本职工作生产经营活动受到伤害； 2. 因完成用人单位指派的工作受到伤害； 3. 因维护用人单位正当利益受到伤害； 4. 工作期间在合理场所内因解决必需的基本生理需要受到伤害，不包括完全因个人原因造成的伤害。
职工以上下班为目的、在合理时间内往返于工作单位和居住地之间的合理路线，属于上下班途中
包括： 1. 在合理时间内往返于工作地与住所地、经常居住地、单位宿舍的合理路线的上下班途中； 2. 在合理时间内往返于工作地与配偶、父母、子女居住地的合理路线的上下班途中；

一、最新中国法令

● 「労災保険条例」実施の若干事項に関する人的資源社会保障部による意見（三）

【発布機関】人的資源社会保障部
【発布番号】人社部発〔2025〕62号
【発布日】2025-11-20
【概要】本意見では、「勤務時間」、「勤務場所」、「業務上の理由による」の認定基準を明確にしており、通勤途中の合理的な時間とルート範囲を詳細化し、「在宅勤務」、「従業員の在宅中の突発的な疾病」に関する事項を明確にしている。これには、以下の内容が含まれる。

「勤務時間」の認定については、法律で定められた時間又は使用者が従業員に労働を求めた時間であるかどうかを考慮すべきである
以下のものを含むが、これらに限定されない。 1. 法律で定められた労働時間 2. 労働契約で合意された労働時間 3. 使用者が定めた労働時間 4. 使用者から一時的に指示された業務又は特定の業務任務を遂行するための時間 5. 時間外労働時間
「勤務場所」の認定については、従業員による職務遂行に関連する区域、及び職務遂行に必要な合理的な区域であるかどうかを考慮すべきである
以下のものを含むが、これらに限定されない。 1. 使用者が従業員の日常的な生産经营活动に対し効果的な管理を行うことのできる区域 2. 従業員が遂行する特定の業務に係る勤務先以外の関連区域 3. 従業員が業務のため、その職責に関わる複数の勤務場所間を往復するうえでの合理的な区域
「業務上の理由による」の認定について、従業員の職務遂行と被った傷害との間に因果関係が存在するかどうかを考慮すべきである
以下のものを含むが、これらに限定されない。 1. 本職の生産经营活动に従事することにより負傷した場合 2. 使用者から指示された業務を遂行することにより負傷した場合 3. 使用者の正当な利益を守ることにより負傷した場合 4. 勤務時間中に合理的な場所において、必要な生理的需要を満たすことにより負傷した場合。ただし、完全に個人の理由による負傷は除く。
従業員が通勤を目的とし、合理的な時間内に勤務先と居住地の間を往復するうえでの合理的な経路は、通勤途中とみなされる
以下のものが含まれる。 1. 合理的な時間内に、勤務地と住所地、常居地、職場の寮との間の合理的な経路を往復する通勤途中であること 2. 合理的な時間内に、勤務地と配偶者、両親、子女の居住地との間の合理的な経路を往復する通勤途中であること

3. 从事属于日常工作生活所需要的活动，且在合理时间和合理路线的上下班途中；
4. 其他属于在合理时间和合理路线的上下班途中。合理时间、合理路线的确定应结合日常上下班的周期性、相对固定性等统筹考量，但不包括休假等属于开展个人活动或处理私事的往返时间和路线。
居家办公
- 职工按照单位安排居家办公，有充分证据证明职工居家工作期间确因工作原因受到事故伤害的，不应因在家工作而影响认定工伤。 - 利用微信、电话、邮件等现代通讯方式进行简单工作沟通，具有临时性和偶发性的，不应视为工作原因。
职工在家突发疾病是否属于“工作时间和工作岗位”，应当充分考虑职工的职业要求、岗位职责等因素
申请人有充分证据证明在家处理工作是根据用人单位的工作要求及工作需要进行的，且与日常的工作强度和工作状态基本一致，明显占用劳动者休息时间的，可以视为“工作时间和工作岗位”。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/202511/t20251120_562398.html

3. 日常的业务及生活に必要な活動に従事し、かつ合理的な時間と合理的な経路による通勤途中であること
4. その他合理的な時間と合理的な経路による通勤途中であること。合理的な時間と合理的な経路についての判断は、日常業務の通勤の周期性、相対的な固定性等を総合的に考慮しなければならないが、休暇等個人の活動又は私用の処理に該当する往復の時間と経路は含まれない。
在宅勤務
- 従業員が使用者の手配に基づき在宅勤務を行い、在宅勤務期間中に業務上の理由により事故で負傷したことを十分に立証できる場合、在宅勤務を理由として労災認定に影響を与えるべきではない。 - Wechat、電話、メール等の現代的な通信手段を利用した簡単な業務連絡は、一時的かつ偶発的なものであるため、業務上の理由とは見なされない。
従業員が自宅で突発的に疾病に罹患を発症した場合、それが「勤務時間及び職場」に該当するかどうかは、従業員の職業上の要求、職務内容等の要素を十分に考慮すべきである
申請者が、在宅での業務処理が使用者の業務要求及び業務上の必要性に基づいて行われ、かつ日常業務の強度及び業務状態と基本的に一致し、明らかに労働者の休憩時間を占有していることを十分に立証できる場合、これを「勤務時間及び職場」とみなすことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/202511/t20251120_562398.html

● 国家知识产权局办公室关于加强商标使用管理的通知

【发布单位】国家知识产权局办公室

【发布文号】国知办函保字〔2025〕916号

【发布日期】2025-11-21

【内容提要】该通知要求重点规范以下违法违规行为：

- 使用带有欺骗性内容的未注册商标；
- 欺骗性使用注册商标；
- 冒充注册商标；
- 应当使用而未使用注册商标（特别是电子烟领域）；
- 商业活动中突出使用“驰名商标”字样；
- 违规使用集体商标、证明商标；
- 商标代理机构违法代理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/21/art_75_202674.html

● 商標使用管理の強化に関する国家知的財産権局弁公室による通知

【発布機関】国家知的財産権局弁公室

【発布番号】国知弁函保字〔2025〕916号

【発布日】2025-11-21

【概要】本通知は、以下の法令違反行為を重点的に規制することを求めている。

- 虚偽の内容を含む未登録商標の使用
- 登録商標の不正使用
- 登録商標の偽装
- 使用すべき登録商標を使用しないこと（特に電子タバコ分野）
- 商業活動において「著名商標」という文字を強調して使用すること
- 集団商標、証明商標の不正使用
- 商標代理機関による違法代理

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/21/art_75_202674.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [国家市场监督管理总局就《市场监督管理行政处罚案件违法所得认定办法》、《互联网平台反垄断合规指引》公开征求意见](#)

日前，国家市场监督管理总局研究起草了《市场监督管理行政处罚案件违法所得认定办法（征求意见稿）》、《互联网平台反垄断合规指引（征求意见稿）》，并公开征求意见。

《市场监督管理行政处罚案件违法所得认定办法（征求意见稿）》征求意见截止日期为 2025 年 11 月 30 日。该征求意见稿明确违法所得的定义及认定原则，规定可扣除的合法必要支出包括原材料、商品购进价款、人员薪酬、技术开发管理运维成本等，不符合人体健康和安全要求的支出及违法活动人员薪酬不得扣除。

《互联网平台反垄断合规指引（征求意见稿）》征求意见截止日期为 2025 年 11 月 29 日。该征求意见稿明确平台经营者应防范垄断协议、滥用市场支配地位、经营者集中及滥用行政权力等风险，细化横向与纵向垄断协议、算法共谋、“二选一”、全网最低价、差别待遇等八类新型垄断风险。

（里兆律师事务所 2025 年 11 月 21 日编写）

三、里兆解读

- [关于《保障中小企业款项支付条例》修订要点及实施情况的律师解读](#)

内容提要

《保障中小企业款项支付条例》（2025 修订，以下简称“新版《条例》”）已自 2025 年 06 月 01 日起正式实施，律师也收到了不少大型企业客户的

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [国家市場監督管理総局が「市场监督管理行政处罚案件における違法所得認定弁法」、「インターネットプラットフォームにおける独占禁止コンプライアンスガイドライン」についてパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家市場監督管理総局は「市场监督管理行政处罚案件における違法所得認定弁法（意見募集案）」、「インターネットプラットフォームにおける独占禁止コンプライアンスガイドライン（意見募集案）」を起草し、パブリックコメントを募集している。

「市场监督管理行政处罚案件における違法所得認定弁法（意見募集案）」の締切日は 2025 年 11 月 30 日である。本意見募集案は、違法所得の定義及び認定原則を明確にしており、控除可能な合法的かつ必要な支出には原材料費、商品仕入代金、人件費、技術開発と管理運用維持コスト等が含まれることを規定している。人の健康及び安全の要求を満たさない支出及び違法活動従事者の報酬は控除できない。

「インターネットプラットフォームにおける独占禁止コンプライアンスガイドライン（意見募集案）」の締切日は 2025 年 11 月 29 日である。本意見募集案は、プラットフォーム事業者が独占協定、市場支配的地位の濫用、事業者集中及び行政権力の濫用等のリスクを防止しなければならないことを明確にしており、水平的及び垂直的独占協定、アルゴリズムの共謀、「二者択一」（排他的取引の強要）、ネット最安値、不平等な扱い等 8 通りの新たな独占リスクを詳細化した。

（里兆法律事務所が 2025 年 11 月 21 日付で作成）

三、里兆解説

- [「中小企業代金支払保障条例」の改正ポイント及びその運用についての解説](#)

概要

「中小企業代金支払保障条例」（2025 年改正。以下、「新『条例』」という）は、2025 年 6 月 1 日から正式に施行されており、筆者のもとにも大手クライアントから相

相关咨询。本文将基于大型企业的视角，重点解读新版《条例》相较于原《保障中小企业款项支付条例》（以下简称“2020 年版《条例》”）的修订要点等。

正文

修订要点一：明确合同无约定时的 60 日付款期限

关于大型企业从中小企业采购货物、工程、服务的付款期限，2020 年版《条例》仅要求按照行业规范、交易习惯进行合理约定，而新版《条例》在此基础上，新增了刚性规定：合同未约定付款期限的，大型企业应当自货物、工程、服务交付之日起 60 日内付款；合同有约定的，仍以约定为准，但付款期限应符合行业规范和交易习惯。

需要注意的是，新版《条例》关于 60 日内付款的规定，主要是针对大型企业实际的付款期限，而不仅是付款账期。根据相关媒体报道，以往有部分汽车生产企业通过账期+商业汇票承兑等方式，延长了对供应商的付款周期，实际的应付账款周转天数远超 60 日。新版《条例》实施以后，国内已有多家汽车生产企业宣布将供应商支付账期统一调整至 60 日内，且明确表示不采用商业承兑汇票等增加供应商资金压力的结算方式。

律师建议，大型企业应谨慎评估并确定付款期限及起算时点，明确付款结算的流程、双方的配合义务等，并注意留存检验、验收的相关证据，以免被认定为故意拖欠款项。

修订要点二：明确禁止“背靠背”条款

新版《条例》明确禁止约定大型企业“以收到第三方付款作为向中小企业支付款项的条件”或者“按照第三方付款进度比例”支付中小企业款项（即，“背靠背”条款），旨在遏制大型企业利用优势地位，向中小企业转嫁上游风险。

需要提示的是，根据《最高人民法院关于大型企业中小企业约定以第三方支付款项为付款前提条款效力问题的批复》（法释〔2024〕11 号），关于“背靠背”条款，司法实践中此前已经采取了认定无效的观点。本次新版《条例》的修订仅是与相关司法实践保持了一致，并未给大型企业增设新的要求。

談が多数寄せられている。本稿では、大企業の視点から、元の「中小企業代金支払保障条例」（以下「2020 年版『条例』」）というと比較しながら、今般の改正に伴い押さえておくべきポイントを中心に解説する。

本文:

改正ポイントその 1: 契約に定めのない場合、支払期限を 60 日とすることを明確化

大企業が、中小企業から物品を購入したり、工事、サービスの提供を受ける場合の支払期限について、2020 年版「条例」では、業界のルールや取引慣行に従い合理的に定めるという原則的な要求にとどまっていた。これに対し、新「条例」ではさらに厳格な規定を新たに設け、契約で支払期限を定めていない場合、大企業は物品の購入日、工事、サービスの提供を受けた日から 60 日以内に支払わなければならない。契約に定めがある場合にはその定めに従うことになるが、その支払期限は、業界のルールや取引慣行に即したものでなければならない、としている。

なお、新「条例」の 60 日以内の支払いに関する規定は、大企業から中小企業に実際に支払われるまでの期間を指している（即ち、単なる支払いサイトではない）。また、メディアの報道によれば、過去に、一部の自動車メーカーは支払サイトに加え、商業手形の割引などの方法により、サプライヤーへの実際の支払いサイクルを延長し、サプライヤーへの支払いが実際に行われるまでの期間が 60 日を大幅に超えるケースがあった。新「条例」施行後、国内では複数の自動車メーカーがサプライヤーへの支払サイトを 60 日以内に統一すると発表し、また、商業手形などサプライヤーの資金負担を増やす決済方法を採用しないとも明言している。

わざと支払いを遅らせたと解されることのないように、大企業においては、支払期限及びその起算日を慎重に評価・確定し、支払決済のプロセス、双方の協力義務などを明確にするとともに、検査、検収に関する証拠を適切に保管しておくことが望ましい。

改正ポイントその 2: 「バックツーバック」条項の禁止

新「条例」は、大企業が「第三者からの支払いの受領を中小企業への支払の前提条件とする」、または「第三者からの支払の進み具合に応じて、中小企業に支払う」ことを定める条項（いわゆる「バックツーバック」条項）を明確に禁止した。これは、大企業が優越的な地位を利用して、自己の顧客からの支払いリスクを中小企業に転嫁することを防ぐことを目的としている。

なお、「大企業と中小企業との間で定められる、第三者からの支払いを自らの支払の前提条件とする条項の効力問題に関する最高人民法院による返答」（法釈〔2024〕11 号）によれば、「バックツーバック」条項に関しては、司法実務上、以前から無効である、との見解が採られていた。したがって、今回の新「条例」の改正は、この司法実務と合わせるためのものであり、大企業にとって新たな要求となるものではない。

目前，律师注意到，新版《条例》的相关规定也已在司法实践中得到了落地。例如，在（2025）津 0116 民初 9524 号案件中，法院援引了新版《条例》的规定，并认定采购方以业主方未审核完毕等理由拒绝付款，不能对抗供应商的合理付款请求，最终判决采购方履约。

律师建议，大型企业在与中小企业签订合同的过程中，注意避免约定“背靠背”条款，在必要情况下，可以考虑通过约定“分期支付”“按进度结算”等合法形式减轻付款压力。

修订要点三：细化非现金支付方式监管

2020 年版《条例》明确禁止强制中小企业接受商业汇票等非现金支付方式，而新版《条例》进一步将“应收账款电子凭证”明确纳入非现金支付方式的范围，并禁止大型企业通过该类凭证变相延长付款期限，细化了对非现金支付方式的监管。

需要注意的是，2020 年版《条例》和新版《条例》均未禁止大型企业使用非现金支付方式，但是，明确要求“不得强制中小企业接受”。因此，律师建议，大型企业如需使用非现金支付方式，则应与中小企业充分协商并在合同中明确约定，以免被认定为强制中小企业接受非现金支付方式等，导致相关条款无效。

修订要点四：新增无争议部分款项的及时付款义务

对于交易部分存在争议但不影响其他部分履行的情形，新版《条例》明确规定采购方对于无争议款项应当及时履行付款义务。对此，律师理解，该规定与《民法典》的相关规定是一脉相承的——即便在新版《条例》实施前，发生争议的部分款项也不能阻碍无争议款项的支付，因此，新版《条例》仅是作出了进一步的明确，并未给大型企业增设新的要求。

律师建议，对于无争议款项（例如，对账时已经确认的款项、未设置付款条件的款项等），大型企业应及时履行付款义务，避免因拖延支付而承担全部款项的逾期付款违约金；对于有争议的部分款项，大型企业应及时提出并做好相关证据的留存工作。

修订要点五：完善相关监管机制与法律责任

新版《条例》新增了“监督管理”一章，明确

现在，新「条例」の規定に基づき判定が下された裁判例がすでに存在する。例えば、（2025）津 0116 民初 9524 号事案では、裁判所は、新「条例」の規定を引用し、発注者が元請負人による審査未完了などを理由として支払を拒否することは、サプライヤーの合理的な支払請求に対抗できないと判断し、最終的に発注者に支払いを命じる判決を下している。

大企業においては、中小企業と契約を締結する際、「バックツーバック」条項を定めよう注意する必要がある。そのうえで、支払いの負担を軽減する必要がある場合には、「分割払い」「進捗支払い」などの適法な方法で定めるといった方法が考えられる。

改正ポイントその3: 現金以外の支払手段に対する規制の詳細化

2020 年版「条例」は、中小企業に商業手形などの現金以外の支払手段を強制することを明確に禁止していた。新「条例」はさらに、「売掛金電子記録債権」を現金以外の支払手段の範囲に含め、大企業がこれらの電子記録債権を利用して実質的に支払期限を延長することを禁止し、現金以外の支払手段に対する規制を詳細化している。

なお、ここで重要な点は、2020 年版「条例」も新「条例」も、大企業が現金以外の支払手段を使用すること自体は禁止しておらず、あくまで中小企業に現金以外の支払い手段を「強制する」ことを禁止していることである。この点、大企業が現金以外の支払手段を使用する必要がある場合には、中小企業と十分に協議の上、契約に明確に定めておく必要がある（もし中小企業に現金以外の支払い手段を「強制した」と認定された場合、その条項が無効になる可能性があるため）。

改正ポイントその4: 紛争が生じていない部分の代金についての適時支払義務の新設

取引において部分的に紛争が生じているものの、紛争が生じていない他の部分については、新「条例」は、発注者が争いのない部分の代金については速やかに支払義務を履行しなければならないことを明確にしている。この規定は、「民法典」の関連規定を踏襲したものであり、新「条例」が施行される前から、法律上、一部の代金について争いがあることによって、争いのない代金の支払が妨げられることはないことになっている。したがって、新「条例」はこの点をさらに明確にしたものであり、大企業にとって新たな要求となるものではない。

争いのない代金（例えば、帳簿突合せ時に既に確認済みの代金、支払条件が設定されていない代金など）については、大企業は、支払遅延により、全額に対する遅延損害金負担といったことにならないように、支払い義務を遅滞なく履行し、争いのある代金については、大企業は速やかに異議を申し立て、関連証拠を適切に保管しておく必要がある。

改正ポイントその5: 監督管理体制及び法的責任の整備

新「条例」は、「監督管理」の章を新たに設け、国務

由国务院相关部门建立国家统一的拖欠中小企业款项投诉平台，拖欠中小企业款项的大型企业可能被采取函询约谈、督办通报等措施。在法律责任方面，拖欠中小企业款项的大型企业可能被依法认定失信、记入信用记录，进而影响财政资金支持、投资项目审批、融资获取、市场准入等；如果大型企业未在企业年报中公示逾期尚未支付中小企业款项信息或隐瞒真实情况、弄虚作假的，则由市监部门依法处理。

另外，值得关注的是，《反不正当竞争法》（2025修订）已于2025年06月27日发布，并将于2025年10月15日起正式实施，其中，也对大型企业的付款义务进行了强化，禁止大型企业滥用优势地位要求中小企业接受不合理的付款期限、方式等交易条件，拖欠中小企业款项，否则，将被责令限期改正，逾期不改正的处100万元以下罚款，情节严重的处100～500万元罚款。

结语

对大型企业而言，及时履行付款义务既是避免处罚的底线要求，也是维护供应链稳定、树立商业信誉的关键。建议大型企业以新版《条例》的实施为契机，全面梳理现有合同条款，并密切关注各主管部门的监管口径与司法案例，动态调整经营策略。

（作者：里兆律师事务所 沙晋奕、舒辰）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- 被指摘涉嫌未经授权使用特定软件或字体的案件增多
- 跨国出差人员及驻在员被误解为存在违法行为时的紧急应对
- 国家人力资源和社会保障部的《企业实施竞业限制合规指引》

院の関連部門が全国統一の中小企業代金支払遅延苦情受付窓口を設けること、中小企業への支払を遅延させた大企業は、質問状・事情聴取、監督・通達などの対象となり得ることを明確にした。法的責任の面では、中小企業への支払を遅延させた大企業は、法に基づき信用喪失主体と認定され、信用記録に記録される可能性があり、さらに、財政助成金の受給、投資プロジェクト審査、融資の獲得、市場参入などに影響を及ぼす可能性がある。また、大企業が企業年度報告において中小企業への支払を遅延させた未払金に係る情報を公示しなかった場合、または真実を隠蔽し、虚偽の報告をした場合、市場監督部門が法に基づき処理することになっている。

また、注目すべき点として、「不正競争防止法」（2025年改正）が2025年6月27日に公布され、かつ2025年10月15日から正式に施行されるが、その中でも、大企業の支払義務が強化され、大企業が優越的地位を濫用して、中小企業に理不尽な支払期限・方法などの取引条件を受入れるよう強要すること、中小企業への支払を遅延させることが禁止されている。違反した場合は、所定の期限内に是正するよう命じられ、期限を過ぎてても是正しない場合は100万元以下の過料、情状が深刻な場合は100万元～500万元の過料が科されることになっている。

終わりに

大企業にとって、遅滞なく支払義務を履行することは、処罰リスクの回避だけでなく、サプライチェーンの安定性維持やビジネス上の信用を高める上でも重要なことである。大企業は、新「条例」の施行をきっかけに、現行の契約条項を全面的に見直し、各地の監督当局の監督方針及び裁判例に細心の注意を払い、経営戦略を適宜調整することが望ましい。

（作者：里兆法律事務所 沙晋奕、舒辰）

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- 特定のソフトウェアやフォントの不正利用を指摘されたところのご相談案件の増加
- 中国への出張者及び駐在員が違法行為を行っている」と誤解された場合の緊急対応
- 国家人的資源・社会保障部による「企業による競業避止義務の適正化のためのガイドライン」